

部 内 限

10 年保存

基監発 1001 第 3 号

平成 21 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(公 印 省 略)

「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用
について」の一部改正について

今般、国土交通省においては、悪質事業者に対する指導監督を強化することにより、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の確保に関する対策を強化するとともに、特に「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い」については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 30 条第 2 項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 25 条第 2 項により禁止されている「事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争」に該当するものとして、同法に基づき、行政処分を実施することとしたところである。

標記通報制度の運用については、平成元年 3 月 27 日付け基監発第 9 号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」（以下「内かん」という。）により指示しているところであるが、今般の自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の確保に関する対策の強化の内容等を踏まえ、内かんを下記のとおり改正し、平成 21 年 10 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施を図られたい。

記

- 1 内かんの記の第 1 の 2 の(7)を次のように改める。

